京都市外国籍市民施策懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における外国籍市民の市政への参加を推進し、共に生きる社会を構築するため、外国籍市民に関する諸問題について調査し、又は審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を求める機関として、京都市外国籍市民施策懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 懇話会は、次の事項について調査し、又は審議し、市長に意見を述べるものとする。
 - (1) 外国籍市民施策に関すること
 - (2) その他市長が必要とする事項

(組織)

- 第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。
- 2 委員のうち、7 名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を、それぞれ市長が委嘱する。
- 3 公募により選出する委員は、本市の区域内に居住地を有する外国人登録者から選出することとし、 委員の資格及び方法は、総合企画局長が定める。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。ただし、公募により選出した委員は、1期に限り再任される ことができる。
- 6 委員は、特定の国、民族及び地域等の外国籍市民を代表するものではない。

(座長)

- 第4条 懇話会に座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、座長が招集する。
- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、懇話会の決定により非公開とすることができる。
- 5 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合企画局において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年7月17日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行以後、最初に委嘱される委員は、第3条第4項の規定にかかわらず、任期は、

平成12年3月31日までとする。

(経過措置)

- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の懇話会は、市長が招集する。 附 則
- この要綱は、平成14年2月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。